

■大阪での入浴介助事故

昨年6月、大阪市東成区の特別養護老人ホーム「アルカンシエル東成」で、スポットワーカー（スキマバイト）の介護福祉士A氏（男性・当時38歳）が入居者Bさん（男性・70代）を50℃以上の風呂に入れ、全身の77%に熱傷を負わせた。Bさんは23日後に死亡。大阪府警はA氏を傷害致死の疑いで昨年9月に逮捕した（後に業務上過失致死で起訴）。

A氏は脱衣所で作業していて異変に気づくのが遅れたと供述。まだ2回目のスポットワーカーに1人で入浴介助をさせた施設側の責任を問題にすべきだ。利用者の安全に配慮する施設ならあり得ない事だからだ。

管轄自治体である大阪市は監査の結果、介護保険法の「人格尊重義務違反」には当たらないとして、行政処分は行なわなかった。重度訪問介護の非常勤ヘルパーで労働運動家でもある久保田順哉さんは、「スポットワーカーのみで入浴させた施設側は業務停止命令を出されてもおかしくない。人材の定着のために、介助者の待遇をよくするのではなく、スポットワーカーを使うのは危険です。今回のような事故は今後増えると考えます」とコメント。利用者にとっても労働者にとってもスポットワークは不適切だと断じた。

■地方自治体との提携

他方、介護・看護・保育など対人支援専門のスポットワーク「カイテック」は、「深刻化する介護人材不足に対応するため」として、主に昨年からの今年にかけて全国の地方自治体や福祉関連団体と相次いで連携協定を締結。アプリを活用して、地域の介護職者を増やすことで、事業所の負担軽減と地域包括ケアシステムの維持を図っているという。

官民連携で介護人材の育成・確保の手段に!?

続・介護に「スポットワーク」? その1

介護福祉士／ライター 白崎 朝子

各自治体のサイトを見ると、介護人材の「育成」「確保」という文字が並んでいるが、カイテックとの提携先には、先述の事故を起こした法人の拠点である大阪府も含まれている（事件の調査報告也未実施）。

その他、主な提携先は、神奈川県、北海道旭川市、愛知県小牧市、愛知県豊田市など。驚くのは、公益社団法人日本介護福祉士会も名を連ねていることだ。国に対して、介護人材不足解消のための施策を要請すべき職能団体が、である。

提携の目的として挙げられているのは、①スポットワーク推進…短時間や単発勤務が可能な「カイテック」を活用し、潜在介護人材や復職希望者の労働参加を促進。②介護事業所の支援…人手不足に悩む地域の介護事業所に対し、即戦力となる人材とのマッチング機会を提供。③官民連携による啓発…地方自治体や関連団体が持つネットワークとカイテックのテクノロジーを掛け合わせ、地域全体での人材確保策を展開…。

現在、東京都は未経験者がスポットワーク等で介護職を体験する際、事業所に助成。世田谷区は介護事業所が人手不足解消を目的にスポットワークを利用した場合、最大30万円までの手数料を全額助成している。

介護福祉士の黒川百合子さんは、日本介護福祉士会とカイテックの提携について、「介護福祉士の専門性向上や人材育成は、本来、日本介護福祉士会が中心となつて担うべき重要な役割。介護は単なる人材確保やマッチングでは成り立たず、人と人との関係性や尊厳を支える専門職。今回の提携には、職能団体としての使命との整合性に疑問を感じます。会員や現場の声に耳を傾け、職能団体としての役割を改めて問い直して欲しいと思います」と話す。

※次回に続く